ひとり親家庭の方へ

就労相談などをご利用ください



【申し込み・担当課】 子育て支援課(区役所 4 階401番) **☎**03 - 5654 - 8276

就労相談

就労専門相談員が、ひとり親家庭の経済的自立に向けた就職・転 職、職業訓練の案内などを行います。

【対象】

ひとり親家庭の母親または父親で、児童扶養手当の支給を受けてい るか手続き中の方

【相談日】 原則、月~木曜日(時間は要予約)

就職に有利な資格を取得する場合に ■ 給付金を支給します

支給には事前に相談が必要です。

ひとり親家庭の母親または父親で、20歳未満のお子さんを扶養し、 児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準の方

自立支援教育訓練給付金

次のいずれかの講座を受講した場合、講座修了後に支給します。 ▶区の指定を受けた雇用保険法による指定教育訓練講座(介護職員

▶雇用保険制度の指定教育訓練講座

初任者研修講座、医療事務講座など)

▶看護師などの専門資格の取得講座(修学年数4年を限度)

【支給額】 受講費用の80%相当額(1万6,001円~20万円)

ただし、雇用保険制度での支給がある場合は支給額を差し引いた 額となります。

高等職業訓練促進給付金

就職に有利な国家資格(調理師・看護師・准看護師・介護福祉士・保 育士など)を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に支 給します。

【支給期間】 修業期間(最長4年)

【支給額】 ▶特別区民税非課税世帯 月額20万円

▶特別区民稅課稅世帯 月額17万500円

ただし、失業手当や遺族年金など、他に生活給付がある方は、受 給額により減額または対象とならない場合があります。

【その他】 自立支援教育訓練給付金も受け取れる場合があります。

■ 東京都母子及び父子福祉資金を貸し付けます

お子さんの修学などに必要な資金を貸し付けます。 事前に相談が必要です。

【対象】 ひとり親家庭の母親または父親などで、20歳未満のお子さ んを扶養している方

【貸付金の種類】 修学資金、就学支度資金、転宅資金など

■ 住まいにお困りの母子家庭の方へ

居室の提供、お子さんの養育相談などを行う母子生活支援施設へ の入所を支援します。所得に応じて使用料の負担があります。 事前に相談が必要です。

【対象】 18歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の方 【入所期間】 原則2年間

児童扶養手当を受給している方へ

3・4月分の児童扶養手当を支給します。個別の通知はしません。

5月10日(月) |振込予定日|

児童扶養手当とは

ひとり親家庭などの自立と生活の安定のための手当です。対象年 齢(18歳に達して最初の3月31日(障害のあるお子さんは20歳未満) まで)のお子さんがいる家庭が受給できます(所得制限あり)。 詳しくはお問い合わせください。

児童育成手当の所得算定年が変わります

平成31(令和元)年中の所得超過を理由として現在受給していない

令和3年5月申請分から令和2年中の所得で判定します。

【担当課】 子育て支援課 ☎03 - 5654 - 8298

低所得のひとり親世帯の方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)を支給します

【支給額】 対象児童1人当たり5万円 【対象・申請方法】

対象	申請方法	支給時期
令和3年4月分の児童扶養 手当を受給する方	申請は不要です。	4月30日)金。児童扶養手 当を受給している口座 に振り込みました。
遺族年金などの公的年金を 受給していることで、令和 3年4月分の児童扶養手当を 受給していない方※	申請が必要です。 詳しくは区ホームページをご覧になるが、お問い合わせください。 児童扶養手当を未申請で受給対方は、、 別い合わせください。	申請後、随時支給します。
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近の収入が児童扶養手当の 受給対象となる水準に下がった方		

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。また、すで に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児 童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給 が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。

【申請期限】 令和4年2月28日(月)

【担当課】

子育て支援課(区役所 4 階401番) 203 - 5654 - 8298

詳しくはお問い合わせください。 児童育成手当とは

ひとり親家庭の世帯や障害のある児童を養育している世帯などを 対象とした手当です。

【担当課】 子育て支援課 ☎03‐5654‐8298

方も6月分から受給できる場合があります。

直接

かつしかエコライフプラザ講座

工コ工作体験 ~マスクチャーム作り~

不要になったビーズなどを使ってチャーム(飾り)を作り、マス クに貼り付けます。3Rやごみの減量について楽しく学ぶことが できます。

□時 5月19日(水)午後3~5時 かつしかエコライフプラザ

(立石1・9・1)

【対 象】 区内在住の小学生

【担当課】 リサイクル清掃課 ☎03‐5654‐8273

■ 広告 内容については広告主にお問い合わせください。

特定健診は区内の医療機関で受診できます

令和3年6月から、メタボリックシンドローム(内臓 脂肪型肥満)の早期発見を目的とした健康診査(特定健 診)が実施されています。

区内在住の40歳~74歳で、葛飾区国民健康保険に加入 している方が対象です。

糖尿病や肺がんの早期発見のためにも毎年受けましょう。

社会保険・国保組合等の特定健診は、6月から始まります。 詳細は、各保険者にお問い合わせください。

飾区医師会 葛飾区立石 5 - 15 - <u>12</u> Tel.03-3691-8536

詳しくはホームページをご覧ください http://www.katsushika-med.or.jp

毎月10日は「ノーテレビ・ノーゲームデー」です。テレビやゲーム、インターネットを休んで、家族で会話や触れ合いの時間をつくりましょう。 【担当課】 地域教育課 ☎03 - 5654 - 8589